

# 岡山県立高梁高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 一部改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校は、備北地区に所在しており、主に北は新見地区、南は総社地区の中学校から、また岡山、倉敷、井笠地区の中学校からも集まっている。遠距離の通学や寮生活、小規模校から急に大人数の中で人間関係を築かなければならなかったりと様々な不安をもっている生徒も多い。同じ文化圏で過ごしてきた環境の為か、とても落ち着いた素朴で明るい雰囲気の良い生徒が多く、顕在化したいじめの発生ははばかないが、今後いじめにつながることも心配される特別な配慮が必要な生徒や不登校傾向の生徒への対応など課題となっている。  
 ・本校は、携帯電話やスマートフォンの使用を朝始業前(8:35まで)と放課後に認めている。近年はその所持率が高くなっており、今後、SNS等による問題の発生が心配される。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校が組織的に取り組めるよう、「いじめ問題対策委員会」を中核に据える。構成委員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教務課長、生徒課長補佐、教育相談担当、人権教育担当、各年次主任、養護教諭、外部専門家(SC SSW)その他関係者とし、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。

### <重点となる取組>

- ・生徒の実態に即し、校内研修を実施し、生徒の情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・生徒が主体的に活躍できる場の充実を図り、人権意識を高揚させる。(松籟祭、部活動、委員会活動など)

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学校評議員会やPTA総会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・保護者会で、インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての連携協力に努める。
- ・「相談室だより」や「年次通信」等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・クラス担任が中心となり、面談等により、生徒の変化について把握し、日頃から家庭と密に連絡を取り、いじめの未然防止や早期発見につなげる。

### 学 校

#### いじめ問題対策委員会

##### <対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

##### <対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

##### <構成メンバー>

- ・校外  
校医、外部専門家(SC SSW) 等
- ・校内  
校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教務課長、生徒課長補佐、教育相談担当、人権教育担当、各年次主任、養護教諭、その他関係者

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・岡山県教育委員会

#### <連携の内容>

- ・ネット/パトロールによる監視

#### <学校側の窓口>

- ・教頭、生徒課長

#### <連携機関名>

- ・高梁警察署

#### <連携の内容>

- ・各種教室の実施(非行防止、情報モラル、薬物乱用防止等)
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

#### <学校側の窓口>

- ・教頭、生徒課長

## 学校が実施する取組

① いじめの防止

#### (教員研修)

- ・教職員の指導力向上のための事例研究を中心とした研修を全教職員対象に行う。
- ・警察や他校との連絡会等で知り得た情報を、職員朝礼や職員会議等で伝達し、情報の共有を図る。

#### (生徒会活動)

- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動として、学校行事等を通じて、いじめについて深く考える態度を養い、学校全体にいじめを許さない雰囲気づくりを進める。

#### (居場所づくり)

- ・日頃の授業や学校生活の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感が得られる学校づくりを進める。

#### (情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する研修会を行う。

#### (家庭との情報共有)

- ・生徒の変化について気付いた点に関しては、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。

② 早期発見

#### (実態把握)

- ・担任による年間3回以上の生徒面談、年間5回の生徒アンケート等により、生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

#### (相談体制の確立)

- ・相談担当の教員を生徒に周知し、生徒がいつでもいじめについて訴えたり、相談したりできるような体制を作る。
- ・生徒の変化について、クラス担任を中心に、教科担任、年次主任、養護教諭、教育相談担当等が連携して、情報の共有を行い、早期発見を心掛ける。

#### (情報共有)

- ・生徒の気になる変化や行いがあつた場合、職員朝礼での連絡や年次会議等で教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

#### (家庭との連携)

- ・生徒の変化について、気付いた点や欠席の理由について、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。

③ いじめへの対処

#### (いじめの有無の確認)

- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を担当、顧問、生徒課の教員が複数で当たる。

#### (いじめへの組織的対応の検討)

- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ問題への対策に関する委員会を開催する。

#### (いじめられた生徒への支援)

- ・いじめがあつたことが確認された場合には、いじめられた生徒が今後、安心して学校生活を送ることができるように、当該生徒に対して長期的視野に立って指導を行う。

#### (いじめた生徒への指導)

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした姿勢で指導を行う。また、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう長期的視野に立って指導を行う。